

令和3年度審議内容の報告について（条例改正及び推進アクションプラン）

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、委員会を書面にて開催（令和4年2月）

【審議内容】

1 自治基本条例の見直し（改正）について

玉名市自治基本条例は、平成28年10月1日から施行し、本年度で制定から5年が経過します。

この自治基本条例は、玉名市が進むべき方向性（基本理念）や事業の進め方（基本原則）を公開し、市民や議会、市役所（執行機関）の各々の役割や協働性など基本的事項を定め、住民主体のまちづくり（自治）の実現を目的としています。

条例制定後5年が経過し、様々な社会情勢の変化や法令等の改正にも対応する必要があることを想定し、自治基本条例第32条で条例の見直しに関することも規定されています。

(条例の見直し)

第32条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直すものとする。

(事務局案)

本市の自治基本条例は、地方自治法をはじめとする各法令や玉名市の条例などで既に定めのあるものを引用して「1つの条例として取りまとめたもの」であるため、法令、条例等の改正がない限り、近年の社会情勢に鑑みても「条例改正の必要はない」と考えます。

→ 【議決】条例改正の必要性なし（全会一致）

2 推進アクションプランの見直し

自治基本条例の進捗などを把握するため、条例の制定と併せ、その取組の実効度を判定するための推進アクションプランを策定していますが、取組初期のものなどが記載され、当時と情勢の変化があることから、この「推進アクションプランは変更する必要がある」と考え、玉名市自治基本条例推進アクションプラン（令和4年3月改訂案）について、審議されました。

→ 【議決】玉名市自治基本条例推進アクションプラン（令和4年3月改訂案）を承認（全会一致）

3 推進アクションプラン進捗状況評価結果（令和2年度取組分） 別紙のとおり